

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="286 475 900 512">第 <u>13</u> 次鳥獣保護管理事業計画書 <u>(案)</u></p> <p data-bbox="322 647 801 772"><u>令和 4</u> 年 4 月 1 日から 5 年間 <u>令和 9</u> 年 3 月 31 日まで</p> <p data-bbox="501 1054 689 1091">香 川 県</p>	<p data-bbox="1370 475 1912 512">第 <u>12</u> 次鳥獣保護管理事業計画書</p> <p data-bbox="1361 647 1845 772">平成 <u>29</u> 年 4 月 1 日から 5 年間 平成 <u>34</u> 年 3 月 31 日まで</p> <p data-bbox="1550 1054 1738 1091">香 川 県</p>

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新 目 次	旧 目 次
第一 計画の期間 (略)	第一 計画の期間 (略)
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項(略)	第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項(略)
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項(略).....	第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項(略)
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項(略)	第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項(略)..... 15
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 (略)	第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 (略) 40
第六 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項 (略)	第六 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項 (略)
第七 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項 (略)	第七 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項 (略)
第八 鳥獣の生息状況の調査に関する事項.....	第八 鳥獣の生息 <u>の</u> 状況の調査に関する事項.....
1 基本方針	1 基本方針.....
2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査.....	2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査.....
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) ガン・カモ類の <u>生息</u> 調査	<u>(3)</u> ガン・カモ類 <u>一斉</u> 調査.....
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
3 略	3 略
4 新たな技術の支援・普及等	4 新たな技術の支援等.....
(1) 捕獲技術や捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する支援・普及等	(1) 捕獲技術や捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する支援等
(2) 被害防除対策に係る技術開発・普及	(2) 被害防除対策に係る技術支援等
<u>(3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及</u>	(←新規)
第九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項.....	第九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
1～2 (略)	1～2 (略)
3 保護及び管理の担い手の育成及び配置	3 保護及び管理の担い手の育成及び配置.....
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 狩猟者の数の確保と <u>育成</u>	(3) 狩猟者の数の確保対策.....
4～6 (略)	4～6 (略)
第十 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項.....	第十 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項.....

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
1～3 (略)	1～3 (略)
4 傷病鳥獣救護の基本的な対応	4 傷病鳥獣救護の基本的な対応
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) <u>野生鳥獣と人・家畜の間に伝播する</u> 感染症対策	(4) 感染症対策
(5) (略)	(5) (略)
5 (略)	5 (略)
6 感染症への対応	6 感染症への対応
<u>(1) 高病原性鳥インフルエンザ</u>	(←新規)
<u>(2) 豚熱 (CSF) , アフリカ豚熱 (ASF)</u>	(←新規)
<u>(3) その他感染症</u>	(←新規)
7 感染症への対応	7 感染症への対応
(1)略	(1)略
(削除→)	<u>(2) 野鳥の森等の整備</u> 60
(削除→)	<u>(3) 愛鳥モデル校の指定</u> 60
<u>(2)</u> 法令の普及徹底	(4) 法令の普及徹底 61
<u>(3)</u> 猟犬の管理	(5) 猟犬の管理 61

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p>第一 計画の期間</p> <p>令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項</p> <p>1 鳥獣保護区の指定</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 指定に関する中長期的な方針</p> <p>鳥獣保護区は、<u>狩猟を禁止し、鳥獣の</u>安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定するものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。</p> <p>このような観点から、本県においては第12次鳥獣保護事業計画終了時点で26箇所、9,327haの鳥獣保護区を指定しており、その面積は県土面積中約5.0%を占め、高度な土地利用が行われ、野生鳥獣の生息地が狭小である本県において、野生鳥獣の生息環境を保全する上で重要な役割を果たしている。</p> <p>しかし、一方で、鳥獣による農業被害や、イノシシ等の市街地への出没が増加し、人的被害が発生するなどの生活環境被害が大きな社会問題となっており、指定する鳥獣保護区の区域内やその周辺区域での被害増大の懸念から、その指定は従来にもまして困難になってきているのが現状である。</p> <p>こうした状況の中、関係者の合意形成に努めるとともに、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築を図りながら、本計画期間中に存続期間が満了する<u>銚子</u><u>溪</u>鳥獣保護区等14箇所、<u>6,167</u>haについて存続期間を更新することとする。</p> <p>この結果、本計画終了時点の鳥獣保護区は26箇所、9,327haとなり、県土面積中約5.0%を占めることになる。</p>	<p>第一 計画の期間</p> <p>平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項</p> <p>1 鳥獣保護区の指定</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 指定に関する中長期的な方針</p> <p>鳥獣保護区は、<u>鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止し、その</u>安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定するものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。</p> <p>このような観点から、本県においては第11次鳥獣保護事業計画終了時点で26箇所、9,329haの鳥獣保護区を指定しており、その面積は県土面積中約5.0%を占め、高度な土地利用が行われ、野生鳥獣の生息地が狭小である本県において、野生鳥獣の生息環境を保全する上で重要な役割を果たしている。</p> <p>しかし、一方で、鳥獣による農業被害や、イノシシ等の市街地への出没が増加し、人的被害が発生するなどの生活環境被害が大きな社会問題となっており、指定する鳥獣保護区の区域内やその周辺区域での被害増大の懸念から、その指定は従来にもまして困難になってきているのが現状である。</p> <p>こうした状況の中、関係者の合意形成に努めるとともに、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築を図りながら、本計画期間中に存続期間が満了する<u>真名屋</u><u>敷</u>鳥獣保護区等12箇所、<u>3,160</u>haについて存続期間を更新することとする。</p> <p>この結果、本計画終了時点の鳥獣保護区は26箇所、9,329haとなり、県土面積中約5.0%を占めることになる。</p>

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p>② 指定区分ごとの方針</p> <p>1) 森林鳥獣生息地の保護区 (略) 本計画期間中に存続期間が満了する<u>銚子溪</u>鳥獣保護区など <u>6</u> 箇所、<u>3,949</u>ha について存続期間を更新する。</p> <p>2) 大規模生息地の保護区 行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を<u>始</u>め、その地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資する。現在、県内にその指定はなく、本計画における指定予定もないが、必要に応じて検討を行う。</p> <p>3) 集団渡来地の保護区 (略) 本計画期間中に存続期間が満了する<u>三豊海岸</u>鳥獣保護区など <u>2</u> 箇所、<u>1,394</u>ha について存続期間を更新する。</p> <p>4)～6)略</p> <p>7) 身近な鳥獣生息地の保護区 市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため、必要と認められる地域について指定する。 本計画期間中に存続期間が満了する<u>青の山</u>鳥獣保護区など <u>6</u> 箇所、<u>826</u>ha について存続期間を更新する。</p>	<p>② 指定区分ごとの方針</p> <p>1) 森林鳥獣生息地の保護区 (略) 本計画期間中に存続期間が満了する<u>真名屋敷</u>鳥獣保護区など <u>8</u> 箇所、<u>2,466</u>ha について存続期間を更新する。</p> <p>2) 大規模生息地の保護区 行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を<u>はじめ</u>め、その地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資する。現在、県内にその指定はなく、本計画における指定予定もないが、必要に応じて検討を行う。</p> <p>3) 集団渡来地の保護区 (略) 本計画期間中に存続期間が満了する<u>田村池</u>鳥獣保護区 <u>1</u> 箇所、<u>24</u>ha について存続期間を更新する。</p> <p>4)～6)略</p> <p>7) 身近な鳥獣生息地の保護区 市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため、必要と認められる地域について指定する。 本計画期間中に存続期間が満了する<u>山大寺池・太古の森</u>鳥獣保護区など <u>3</u> 箇所、<u>670</u>ha について存続期間を更新する。</p>

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p>(2) 鳥獣保護区の指定等計画 (第1表) (第2表) は別掲</p> <p>2 特別保護地区の指定</p> <p>(1) 方針</p> <p>特別保護地区は、第 <u>12</u> 次鳥獣保護事業計画終了時点で、森林鳥獣生息地の保護区において 4 箇所、537ha を指定しており、高度な土地利用が行われ野生鳥獣の生息地が狭小である本県において、野生鳥獣の生息環境を保全する上で特に重要な役割を果たしている。</p> <p>しかし、立木竹伐採等の行為の制限を伴うため、その指定に対する関係者の理解が一段と得にくくなっているのが現状である。</p> <p>こうした状況の中で、本計画においては、計画期間中に存続期間が満了する <u>阿弥陀越</u> 特別保護地区 <u>など 3 箇所</u>、<u>392ha</u> を再指定するものとし、新たな指定については、必要に応じて検討を行う。</p> <p>(2) 特別保護地区指定計画 (第3表) (第4表) は別掲</p> <p>3 休猟区の指定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略) (第5表) は別掲</p> <p>(3) 特例休猟区指定計画 (第6表) は別掲</p>	<p>(2) 鳥獣保護区の指定等計画 (第1表) (第2表) は別掲</p> <p>2 特別保護地区の指定</p> <p>(1) 方針</p> <p>特別保護地区は、第 <u>11</u> 次鳥獣保護事業計画終了時点で、森林鳥獣生息地の保護区において 4 箇所、537ha を指定しており、高度な土地利用が行われ野生鳥獣の生息地が狭小である本県において、野生鳥獣の生息環境を保全する上で特に重要な役割を果たしている。</p> <p>しかし、立木竹伐採等の行為の制限を伴うため、その指定に対する関係者の理解が一段と得にくくなっているのが現状である。</p> <p>こうした状況の中で、本計画においては、計画期間中に存続期間が満了する <u>金刀比羅宮境内林内象頭山</u> 特別保護地区、<u>145ha</u> を再指定し、新たな指定については、必要に応じて検討を行う。</p> <p>(2) 特別保護地区指定計画 (第3表) (第4表) は別掲</p> <p>3 休猟区の指定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略) (第6表) は別掲</p> <p>(3) 特例休猟区指定計画 (第7表) は別掲</p>

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p>4 鳥獣保護区の整備等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(第7表) は別掲</p> <p>(旧第8～9表は削除)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項</p> <p>1 鳥獣の人工増殖</p> <p>第13次鳥獣保護管理計画においては人工増殖を行わない。</p> <p>2 放鳥獣</p> <p>第13次鳥獣保護事業計画では放鳥を行わない。</p> <p>第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方</p> <p>(略)</p> <p>(1) 希少鳥獣</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>4 鳥獣保護区の整備等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(第8～10表) は別掲</p> <p>(3) (略)</p> <p>第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項</p> <p>1 鳥獣の人工増殖</p> <p>第12次鳥獣保護管理計画においては人工増殖を行わない。</p> <p>2 放鳥獣</p> <p>第12次鳥獣保護事業計画では放鳥を行わない。</p> <p>第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方</p> <p>(略)</p> <p>(1) 希少鳥獣</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p>

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p>(2) 狩猟鳥獣</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 外来鳥獣</p> <p>① 対象種</p> <p>我が国に過去又は現在の自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。なお、我が国に自然分布域を有しているが、人為的に過去又は現在の自然分布域を超えて県内に<u>人為的に</u>導入され、<u>農林水産業又は生態系</u>等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。</p> <p>② 管理の考え方</p> <p>適切な管理のため、個別の種ごとの調査等により生息状況、農林水産業や生活環境への被害及び生態系等への影響について把握に努めるものとする。</p> <p><u>また、自然分布域を超えて国内の他地域に人為的に野外導入されないよう、適正飼養等の普及啓発に努める。</u></p> <p>また、農林水産業又は生態系等に係る影響を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進して、その被害の防止を図る。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物は、同法に基づく計画的な防除を積極的に実施する。</p> <p>(4) 指定管理鳥獣</p> <p>① (略)</p>	<p>(2) 狩猟鳥獣</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 外来鳥獣</p> <p>① 対象種</p> <p>我が国に過去又は現在の自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。なお、我が国に自然分布域を有しているが、人為的に過去又は現在の自然分布域を超えて県内に導入され、<u>生態系や農林水産業等</u>に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。</p> <p>② 管理の考え方</p> <p>適切な管理のため、個別の種ごとの調査等により生息状況、農林水産業や生活環境への被害及び生態系等への影響について把握に努めるものとする。</p> <p>また、農林水産業又は生態系等に係る影響を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進して、その被害の防止を図る。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物は、同法に基づく計画的な防除を積極的に実施する。</p> <p>(4) 指定管理鳥獣</p> <p>① (略)</p>

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p>② 管理の考え方</p> <p>適切な管理のため、地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を<u>計画的かつ</u>積極的に推進する。</p> <p>また、県内における指定管理鳥獣の生息状況、被害状況等を勘案して、必要と認められるときは第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。</p> <p>さらに、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町が実施する被害防止のための捕獲対策<u>及び捕獲目標頭数等の目標</u>との整合を図る。</p> <p>(5) 一般鳥獣</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) わなの使用に当たっての許可基準</p> <p>① わなの構造に関する基準</p> <p>わなを使用した捕獲許可申請については、以下を満たす基準を設定する。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、<u>カモシカ</u>等類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。</p> <p>1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合</p> <p>ア イノシシ、ニホンジカ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。</p> <p>イ (略)</p>	<p>② 管理の考え方</p> <p>適切な管理のため、地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を積極的に推進する。</p> <p>また、県内における指定管理鳥獣の生息状況、被害状況等を勘案して、必要と認められるときは第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。</p> <p>さらに、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町が実施する被害防止のための捕獲対策との整合を図る。</p> <p>(5) 一般鳥獣</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) わなの使用に当たっての許可基準</p> <p>① わなの構造に関する基準</p> <p>わなを使用した捕獲許可申請については、以下を満たす基準を設定する。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、<u>クマ</u>類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。</p> <p>1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合</p> <p>ア イノシシ、ニホンジカ、<u>クマ</u>類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。</p> <p>イ (略)</p>

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p>2) (略)</p> <p>(削除→)</p> <p>② (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2-1 (略)</p> <p>2-2</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的</p> <p>原則として次の基準によるものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>① 許可対象者</p> <p>国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>2-3 鳥獣の管理を目的とする場合 (略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>2) (略)</p> <p>3) ツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合</p> <p>② (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2-1 (略)</p> <p>2-2</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的</p> <p>原則として次の基準によるものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>① 許可対象者</p> <p>国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、<u>鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者</u>、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>2-3 鳥獣の管理を目的とする場合 (略)</p> <p>(1) (略)</p>

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p>(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合</p> <p>① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方</p> <p>有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合（以下(2)において「予察」という。）に、その防止及び軽減を図るために行うものとし、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、この限りではない。</p> <p>捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。</p> <p>また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。</p> <p>なお、生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定による知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。</p> <p>② (略)</p> <p>鳥獣による被害発生の実態例（第8表）は別掲</p> <p>③ 鳥獣の適正管理の実施</p> <p>1)・2) (略)</p> <p><u>3) 市街地等に出没する鳥獣への対応</u></p> <p><u>近年、イノシシ、ニホンザルなどの鳥獣が市街地を含む人里に出没する機会が増え、人との軋轢が深刻化している。鳥獣の出没を抑制して被害を軽減するとともに、地域個体群</u></p>	<p>(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的</p> <p>① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方</p> <p>有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合((2)において「予察」という。)に、その防止及び軽減を図るために行うものとし、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、この限りではない。</p> <p>捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。</p> <p>また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。</p> <p>なお、生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定による知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。</p> <p>② (略)</p> <p>鳥獣による被害発生の実態例（第10表）は別掲</p> <p>③ 鳥獣の適正管理の実施</p> <p>1)・2) (略)</p> <p>(←新規)</p>

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p><u>を安定的に維持していくためには、鳥獣の生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、人と鳥獣のすみ分けを図ることを目的に地域を区分し、それぞれの区域ごとに設定した管理目標のもとで施策等を実施していくゾーニング管理に取り組むことが重要である。</u></p> <p><u>市街地等への出没を減少させるためには、市街地等に接する里地里山等の環境管理、市街地等への出没リスクに応じた住民への適切な情報提供が必要である。また、イノシシなどの鳥獣が市街地等に出没した際には、多くの関係者が連携して速やかに対応する必要がある、そのためには、関係者間の連絡体制をあらかじめ構築しておくとともに、各関係者の役割分担を明確化し、対応方針を定めておく。</u></p> <p><u>さらに、市街地周辺での追い払いや捕獲等には専門的な技術が要求される場合もあることから、これらの技術を持った団体・事業者等との連携の強化を進めることも重要である。また、鳥獣の市街地出没や出没を抑制するための人と鳥獣のすみ分けに向けた緩衝帯整備などの環境管理等を行うことができる人材の育成・確保に向けた取組と市民への普及啓発も併せて検討する。</u></p> <p>(第9表)は別掲</p> <p>④ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定</p> <p>1) 方針</p> <p>有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定に当たっての基本的考え方及び方針は、上記①に加え次のとおりとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲許可については、<u>被害防止目的</u>の重要性に鑑み、適切な<u>期間</u>で許可する。あわせて、捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。</p>	<p>(第11表)は別掲</p> <p>④ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定</p> <p>1) 方針</p> <p>有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定に当たっての基本的考え方及び方針は、上記①に加え次のとおりとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲許可については、<u>有害鳥獣捕獲</u>の重要性に鑑み、適切な<u>機関</u>で許可する。あわせて、捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。</p>

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p>カ (略)</p> <p>2) 許可基準の設定方針</p> <p>ア 許可対象者</p> <p>原則として、被害を受けた者又は被害を受けた者から依頼された者とし、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。</p> <p>ただし、銃器以外の方法による捕獲許可申請であって、次の(ア)から(イ)のいずれかの場合に該当する時は、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。</p> <p>3) (略)</p> <p>有害鳥獣捕獲の許可基準（第 10 表）は別掲</p> <p>⑤ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等</p> <p>1)・2) (略)</p> <p>(第 11 表) は別掲</p> <p>3) (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>3-1 捕獲許可した者への指導</p> <p>(1) 捕獲物又は採取物の処理等</p> <p>捕獲物については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響のないような適切な方</p>	<p>カ (略)</p> <p>2) 許可基準の設定方針</p> <p>ア 許可対象者</p> <p>原則として、被害を受けた者又は被害を受けた者から依頼された者とし、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。</p> <p>ただし、銃器以外の方法による捕獲許可申請であって、次の(ア)から(イ)のいずれかの場合に該当する時は、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。</p> <p>3) (略)</p> <p>有害鳥獣捕獲の許可基準（第 12 表）は別掲</p> <p>⑤ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等</p> <p>1)・2) (略)</p> <p>(第 13 表) は別掲</p> <p>3) (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>3-1 捕獲許可した者への指導</p> <p>(1) 捕獲物又は採取物の処理等</p> <p>捕獲物については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響のないような適切な方</p>

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p>法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。<u>豚熱(CSF)等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。</u></p> <p>また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。</p> <p>捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号)に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。</p> <p>錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲した個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知する。<u>また、錯誤捕獲を防止するため、頻繁にわなを見回ること、わなを設置した付近でカモシカ等の生息が確認された場合にはわなを移動する等のわなの適正な使用の徹底を図るとともに、錯誤捕獲した場合の対応について指導する。事業実施者は、カモシカ等の生息地において、わなによる捕獲を行う場合には、錯誤捕獲した場合の放獣体制及び放獣場所を事前に整備・決定しておくなど、安全な放獣に努める。</u></p> <p>錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を発生させている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3-2 許可権限の市町長への委譲 (略)</p>	<p>法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。</p> <p>また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。</p> <p>捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号)に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。</p> <p>錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲した個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。</p> <p>錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を発生させている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3-2 許可権限の市町長への委譲 (略)</p>

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p>3-3 鳥類の飼養登録 (略)</p> <p>3-4 販売禁止鳥獣等 (1) 許可の考え方 販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可する。 ① 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。 ② (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>3-3 鳥類の飼養登録 (略)</p> <p>3-4 販売禁止鳥獣等 (1) 許可の考え方 販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可する。 ① 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。 ② (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項</p> <p>1 特定猟具使用禁止区域の指定 (1) 方針 ① 銃猟に伴う危険を予防するための区域の指定方針 本県における銃猟に伴う危険を予防するための区域（旧名称：銃猟禁止区域）は、第13次鳥獣保護事業計画終了時点で58箇所、28,089ha（うち高松屋島特定猟具使用禁止区域（銃）（308ha）は永年指定）を指定しており、これらは銃猟による事故防止に十分な役割を果たしていると考えられる。 本計画においては、計画期間中に指定期間満了となる区域を再指定することとし、加えて、新たに必要性があると認められる区域について新規指定を行う。 ② (略)</p> <p>(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画 (第12表) (第13表) は別掲</p>	<p>第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項</p> <p>1 特定猟具使用禁止区域の指定 (1) 方針 ① 銃猟に伴う危険を予防するための区域の指定方針 本県における銃猟に伴う危険を予防するための区域（旧名称：銃猟禁止区域）は、第12次鳥獣保護事業計画終了時点で58箇所、ha（うち高松屋島特定猟具使用禁止区域（銃）（308ha）は永年指定）を指定しており、これらは銃猟による事故防止に十分な役割を果たしていると考えられる。 本計画においては、計画期間中に指定期間満了となる区域を再指定することとし、加えて、新たに必要性があると認められる区域について新規指定を行う。 ② (略)</p> <p>(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画 (第14表) (第15表) は別掲</p>

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p>2 特定猟具使用制限区域の指定</p> <p>特定猟具使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができるが、本県に<u>おける</u>狩猟者数は横這いであり、これまでの状況から判断して特に必要はないと認められることから、本計画においては指定予定はない。</p> <p>ただし、一定の区域において狩猟者の集中的入猟が予想され、人身や財産に対する危険防止の観点から必要性が認められる場合は、当該区域の指定に努める。ただし、一定の区域において狩猟者の集中的入猟が予想され、人身や財産に対する危険防止の観点から必要性が認められる場合は、当該区域の指定に努める。</p>	<p>2 特定猟具使用制限区域の指定</p> <p>特定猟具使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができるが、本県に<u>おいては</u>狩猟者が減少傾向であり、これまでの状況から判断して特に必要はないと認められることから、本計画においては指定予定はない。</p> <p>ただし、一定の区域において狩猟者の集中的入猟が予想され、人身や財産に対する危険防止の観点から必要性が認められる場合は、当該区域の指定に努める。ただし、一定の区域において狩猟者の集中的入猟が予想され、人身や財産に対する危険防止の観点から必要性が認められる場合は、当該区域の指定に努める。</p>
<p>3 猟区設定のための指導</p> <p>(略)</p>	<p>3 猟区設定のための指導</p> <p>(略)</p>
<p>4 指定猟法禁止区域</p> <p>(略)</p>	<p>4 指定猟法禁止区域</p> <p>(略)</p>
<p>第六 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項</p> <p>(略)</p>	<p>第六 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項</p> <p>(略)</p>
<p>第七 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項</p> <p>1 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針</p> <p>(略)</p> <p>(第14表)は別掲</p>	<p>第七 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項</p> <p>1 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針</p> <p>(略)</p> <p>(第16表)は別掲</p>
<p>2 実施計画の作成に関する方針</p> <p>(略)</p>	<p>2 実施計画の作成に関する方針</p> <p>(略)</p>

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p>第八 鳥獣の生息状況の調査に関する事項</p> <p>1 基本方針 (略)</p> <p>2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査</p> <p>(1) 方針 第 12 次鳥獣保護事業計画までの調査により得られた情報に加え、現地調査やアンケート調査を実施し、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況の推移等を把握する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) ガン・カモ類の生息調査 (略) (第 15 表) は別掲</p> <p>(4) (略) (第 16 表) は別掲</p> <p>(5) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査 (第 17 表) は別掲</p> <p>3 法に基づく諸制度の運用状況調査</p> <p>(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査 (略) (第 18 表) は別掲</p>	<p>第八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項</p> <p>1 基本方針 (略)</p> <p>2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査</p> <p>(1) 方針 第 11 次鳥獣保護事業計画までの調査により得られた情報に加え、現地調査やアンケート調査を実施し、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況の推移等を把握する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) ガン・カモ類一斉調査 (略) (第 17 表) は別掲</p> <p>(4) (略) (第 18 表) は別掲</p> <p>(5) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査 (第 19 表) は別掲</p> <p>3 法に基づく諸制度の運用状況調査</p> <p>(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査 (略) (第 20 表) は別掲</p>

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p>(2) 捕獲等情報収集調査</p> <p>指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲については、<u>収集した捕獲等の情報から</u>、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算出や、生息頭数の推定等を行い、生息状況や事業の効果等を検証する。</p> <p>(3) 制度運用の概況情報</p> <p>法に<u>基づ</u>いて行う制度の運用の概況を把握し、この情報を本計画の作成又は変更を活かすとともに、国に報告する。</p>	<p>(2) 捕獲等情報収集調査</p> <p>指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲については、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算出や、生息頭数の推定等を行い、生息状況や事業の効果等を検証する。</p> <p>(3) 制度運用の概況情報</p> <p>法に<u>も続</u>いて行う制度の運用の概況を把握し、この情報を本計画の作成又は変更を活かすとともに、国に報告する。</p>
<p>4 新たな技術の支援・<u>普及</u>等</p> <p>(1) 捕獲技術や捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する支援・<u>普及</u>等</p> <p>「香川県イノシン捕獲技術プログラム」を活用し、被害防除に有効な成獣捕獲の手法の検討を継続するとともに、錯誤捕獲の少ないわなの改良や<u>ICT等を活用した捕獲技術の普及</u>を進める。また、捕獲後の処理が円滑に進むよう、先進事例の調査も踏まえ、市町に技術的な助言等の支援を行う。</p> <p>(2) 被害防除対策に係る技術<u>開発・普及</u></p> <p>生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、<u>ICT等の新たな技術も活用しながら、被害の防止、鳥獣の忌避や追い払いなどの技術開発を進め、普及に努める。また、鳥獣の人の生活圏への出没による人身被害を予防する観点からも環境の管理等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術開発を進め、普及に努める。</u></p> <p>(3) <u>捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及</u></p> <p><u>捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する技術開発を進め、普及に努める。</u></p>	<p>4 新たな技術の支援等</p> <p>(1) 捕獲技術や捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する支援等</p> <p>「香川県イノシン捕獲技術プログラム」を活用し、被害防除に有効な成獣捕獲の手法の検討を継続するとともに、錯誤捕獲の少ないわなの改良を進める。また、捕獲後の処理が円滑に進むよう、先進事例の調査も踏まえ、市町に技術的な助言等の支援を行う。</p> <p>(2) 被害防除対策に係る技術<u>支援等</u></p> <p>生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、<u>防護柵の設置や未収穫物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策について、先進事例の調査も踏まえ、市町に技術的な助言等の支援を行う。</u></p> <p>(←新規)</p>

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p>第九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項</p> <p>1 鳥獣行政担当職員</p> <p>(1) 方針 (略)</p> <p>(2) 設置計画 (第 19 表) は別掲</p> <p>(3) 研修計画 (第 20 表) は別掲</p> <p>2 鳥獣保護管理員</p> <p>(1) 方針 (略)</p> <p>(2) 設置計画 (第 21 表) は別掲</p> <p>(3) 年間活動計画 (第 22 表) は別掲</p> <p>(4) 研修計画 (第 23 表) は別掲</p> <p>3 保護及び管理の担い手の育成及び配置</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>第九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項</p> <p>1 鳥獣行政担当職員</p> <p>(1) 方針 (略)</p> <p>(2) 設置計画 (第 21 表) は別掲</p> <p>(3) 研修計画 (第 22 表) は別掲</p> <p>2 鳥獣保護管理員</p> <p>(1) 方針 (略)</p> <p>(2) 設置計画 (第 23 表) は別掲</p> <p>(3) 年間活動計画 (第 24 表) は別掲</p> <p>(4) 研修計画 (第 25 表) は別掲</p> <p>3 保護及び管理の担い手の育成及び配置</p> <p>(1)～(2) (略)</p>

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p>(3) 狩猟者の数の確保と育成</p> <p>狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の重要な担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的な役割について普及啓発を行う。さらに、狩猟関係の手続きの利便性の向上等、<u>狩猟者確保のための方策の充実に加え、知識・技術の向上のための取組を進める</u>を図るとともに、新規の狩猟者の確保するため、狩猟免許試験の休日実施や回数増等の有効な対策を講じる。</p>	<p>(3) 狩猟者の数の確保</p> <p>狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の重要な担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的な役割について普及啓発を行う。さらに、狩猟関係の手続きの利便性の向上を図るとともに、新規の狩猟者の確保するため、狩猟免許試験の休日実施や回数増等の有効な対策を講じる。</p>
<p>4 鳥獣保護センター等の設置</p> <p>平成 23 年度に整備した香川県野生鳥獣保護センター（公測森林公園内）において、傷病鳥獣保護業務と鳥獣保護思想の普及啓発を実施する。</p>	<p>4 鳥獣保護センター等の設置</p> <p>平成 23 年度に整備した香川県野生鳥獣保護センター（<u>公益財団法人かがわ水と緑の財団</u>公測森林公園内）において、傷病鳥獣保護業務と鳥獣保護思想の普及啓発を実施する。</p>
<p>5 取締り</p> <p>(1) 方針</p> <p>(略)</p> <p>(2) 年間計画</p> <p>(第 24 表) は別掲</p>	<p>5 取締り</p> <p>(1) 方針</p> <p>(略)</p> <p>(2) 年間計画</p> <p>(第 26 表) は別掲</p>
<p>6 必要な財源の確保</p> <p>(略)</p>	<p>6 必要な財源の確保</p> <p>(略)</p>
<p>第十 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項</p>	<p>第十 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項</p>
<p>1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>なお、小豆島地域に生息するニホンジカについては、農林業等への被害をもたらしている一方で、孤立した個体群であり、無秩序な捕獲による絶滅のおそれがあることや、狩猟事故防止、</p>	<p>1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>なお、小豆島地域に生息するニホンジカについては、農林業等への被害をもたらしている一方で、孤立した個体群であり、無秩序な捕獲による絶滅のおそれがあることや、狩猟事故防止、</p>

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p>住民等の安全配慮の観点から、<u>令和9年3月31日</u>まで狩猟による捕獲を禁止し、有害捕獲許可及び指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体数調整を図っている。本措置の今後の取扱いについては、本計画期間中に実施予定の生息状況調査の結果や地元関係者の意向等を踏まえて決定する必要がある。</p> <p>本計画においては、これらのことを踏まえ、関係者間の合意形成を図りながら、特定の鳥獣の地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業又は生態系への被害の防止という鳥獣の保護及び管理の考え方を基本として鳥獣保護管理事業を実施する。</p> <p>2 狩猟の適正管理</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>狩猟は、鳥獣の保護及び管理に重要な役割を果たしており、鳥獣による農林水産業被害等の人と鳥獣とのあつれきは今後も継続すると考えられることから、適切な狩猟が鳥獣の保護及び管理に果たす公益的な役割が今後とも期待されている。しかしながら、一方で狩猟者の高齢化が<u>続いている中、捕獲技術等を十分に有した狩猟者の育成及び確保が喫緊の課題となっている。このため、狩猟の役割について普及啓発や狩猟免許取得を促進するための取組を一層進めるとともに、免許取得後の狩猟者の技術向上等に向けた方策についても充実させるよう努める。</u></p> <p>他方、狩猟事故や違法行為あるいは狩猟に関連するマナーの低下等が発生した場合は、県民の狩猟に対するイメージを損ない、狩猟に対する理解が損なわれるおそれがあることから、狩猟の公益的な意義を社会が広く共有するとともに、狩猟者自身が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得て、その社会的地位の向上に努めることが必要である。</p> <p>このため、以下の取組等によって適切な鳥獣の保護及び管理をさらに推進する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>住民等の安全配慮の観点から、<u>平成33年11月14日</u>まで狩猟による捕獲を禁止し、有害捕獲許可及び指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体数調整を図っている。本措置の今後の取扱いについては、本計画期間中に実施予定の生息状況調査の結果や地元関係者の意向等を踏まえて決定する必要がある。</p> <p>本計画においては、これらのことを踏まえ、関係者間の合意形成を図りながら、特定の鳥獣の地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業又は生態系への被害の防止という鳥獣の保護及び管理の考え方を基本として鳥獣保護管理事業を実施する。</p> <p>2 狩猟の適正管理</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>狩猟は、鳥獣の保護及び管理に重要な役割を果たしており、鳥獣による農林水産業被害等の人と鳥獣とのあつれきは今後も継続すると考えられることから、適切な狩猟が鳥獣の保護及び管理に果たす公益的な役割が今後とも期待されている。しかしながら、一方で狩猟者の高齢化が<u>進んでおり、狩猟者の確保は社会的な課題である。</u></p> <p>他方、狩猟事故や違法行為あるいは狩猟に関連するマナーの低下等が発生した場合は、県民の狩猟に対するイメージを損ない、狩猟に対する理解が損なわれるおそれがあることから、狩猟の公益的な意義を社会が広く共有するとともに、狩猟者自身が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得て、その社会的地位の向上に努めることが必要である。</p> <p>このため、以下の取組等によって適切な鳥獣の保護及び管理をさらに推進する。</p> <p>(2) (略)</p>

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p>(3) わな猟の適切な実施</p> <p>イノシシによる農業被害の増加に伴い、イノシシを捕獲するためにわな猟免許を取得する農業者が増加し、わな猟者が<u>多くなっている</u>。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) わな猟の適切な実施</p> <p><u>近年の</u>イノシシによる農業被害の増加に伴い、イノシシを捕獲するためにわな猟免許を取得する農業者が増加し、わな猟者が<u>急増している</u>。</p> <p>(略)</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>3 入猟者承認制度に関する事項</p> <p>(略)</p>	<p>3 入猟者承認制度に関する事項</p> <p>(略)</p>
<p>4 傷病鳥獣救護の基本的な対応</p> <p>(1) 現状</p> <p>傷病鳥獣救護の体制は、香川県野生鳥獣保護センター（公渕森林公園内）を中核拠点とし、県獣医師会等との連携を図りながら、受付、治療、リハビリ、放野等の業務を適切に行うとともに、鳥獣保護思想の普及啓発に努める。</p> <p>(略)</p> <p>※ 個体の保護・搬送については、原則発見者に依頼するが、やむを得ない場合はみどり保全課職員のほか、<u>各市町職員</u>、鳥獣保護管理員の協力を得て行う。</p> <p>※ <u>傷病鳥獣の野生鳥獣保護センター等への搬送は、原則として救護依頼者が行うものとし、市町の行政機関及び鳥獣保護管理員はその支援活動を行う。</u></p> <p>(2) 基本的な考え方</p> <p>傷病鳥獣救護は、次の考え方を基本として対応する。</p> <p>① (略)</p>	<p>4 傷病鳥獣救護の基本的な対応</p> <p>(1) 現状</p> <p>傷病鳥獣救護の体制は、香川県野生鳥獣保護センター（<u>公益財団法人かがわ水と緑の財団</u>公渕森林公園内）を中核拠点とし、県獣医師会等との連携を図りながら、受付、治療、リハビリ、放野等の業務を適切に行うとともに、鳥獣保護思想の普及啓発に努める。</p> <p>(略)</p> <p>※ 個体の保護・搬送については、原則発見者に依頼するが、やむを得ない場合はみどり保全課職員のほか、鳥獣保護管理員の協力を得て行う。</p> <p>(2) 基本的な考え方</p> <p>傷病鳥獣救護は、次の考え方を基本として対応する。</p> <p>① (略)</p>

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p>② 救護に当たっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、外来鳥獣、農林水産業又は生活環境に被害を発生させているため有害性が高い鳥獣として毎年相当数捕獲されている鳥獣（ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、キジバト、スズメ、ムクドリ、<u>ヒヨドリ</u>、カワウ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル）、ひなや出生直後の幼獣、重症のため適切な治療を施しても救命の見込みがない又は放野が不可能と判断される鳥獣を救護することのないよう、県民に対し普及啓発に努める。</p> <p>③～⑤(略)</p> <p>(3) 救護個体の取扱い 救護個体の取扱いは、以下の考え方を基本として対応する。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(4) <u>野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する</u>感染症対策 収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、<u>野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する</u>感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、狂犬病予防法等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。 さらに、周囲で家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、農政水産部等と調整し、適切な対応を取る。 なお、救護に携わる者に対し、<u>野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する</u>感染症に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。</p> <p>(5) 放野 放野は以下のような考え方を基本として対応するものとする。</p>	<p>② 救護に当たっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、外来鳥獣、農林水産業又は生活環境に被害を発生させているため有害性が高い鳥獣として毎年相当数捕獲されている鳥獣（ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、キジバト、スズメ、ムクドリ、カワウ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、<u>ハクビシン、チョウセンイタチ</u>）、ひなや出生直後の幼獣、重症のため適切な治療を施しても救命の見込みがない又は放野が不可能と判断される鳥獣を救護することのないよう、県民に対し普及啓発に努める。</p> <p>③～⑤(略)</p> <p>(3) 救護個体の取扱い 救護個体の取扱いは、以下の考え方を基本として対応する。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(4) 感染症対策 収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、狂犬病予防法等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。 さらに、周囲で家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、農政水産部等と調整し、適切な対応を取る。 なお、救護に携わる者に対し、感染症に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。</p> <p>(5) 放野 放野は以下のような考え方を基本として対応するものとする。</p>

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p>①～② (略)</p> <p>③ 感染症に関する検査や治療を行い、<u>野生鳥獣の間で伝播する</u>感染症を予防する。</p>	<p>①～② (略)</p> <p>③ 感染症に関する検査や治療を行い、感染症を予防する。</p>
<p>5 安易な餌付けの防止</p> <p>(1) 方針</p> <p>鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害や、<u>市街地出沒の一因にもなることに加え、</u>個体間の接触機会が増加することにより<u>野生鳥獣間で伝播する</u>感染症の拡大、餌付けを行った者と<u>野生鳥獣間での</u>感染症の伝播の<u>要因</u>となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせるおそれがあることから、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、広報誌やチラシ、必要に応じて現地指導により、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発に努める。</p> <p>(略)</p> <p>さらに、不適切な生ごみの処理や農地等における未収穫作物の放置等の結果として鳥獣を誘引することとなる行為は、<u>鳥獣による生活環境や農林水産業等の被害につながる</u>ことがある。このため、<u>生ごみや未収穫物の適切な管理</u>等についても、<u>地域社会等での普及啓発等にも努める。</u></p> <p>(2) 年間計画</p> <p>(第 25 表) は別掲</p>	<p>5 安易な餌付けの防止</p> <p>(1) 方針</p> <p>鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大、餌付けを行った者による感染症の伝播等の誘因となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせるおそれがあることから、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、広報誌やチラシ、必要に応じて現地指導により、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発に努める。</p> <p>(略)</p> <p>さらに、不適切な生ごみの処理や農地等における未収穫作物の放置が結果として鳥獣への餌付けとなり、<u>鳥獣による生活環境や農林水産業等への被害の誘因にもなることから、関係部局と連携を図り、安易な餌付けが行われることのないよう地域社会等での普及啓発にも努める。</u></p> <p>(2) 年間計画</p> <p>(第 27 表) は別掲</p>
<p>6 感染症への対応</p> <p><u>生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関する調査を始めとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に関係機関との連絡体制を整備する。野生</u></p>	<p>6 感染症への対応</p> <p><u>野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び県内の関係機関との連絡体制を整備しておく。</u></p> <p><u>高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「香川県高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル（野鳥編）」に基づきウイルス</u></p>

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p><u>鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関する部局が連携して対策を実施することが必要である。また、関係する機関等に加え、地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。</u></p> <p><u>(1) 高病原性鳥インフルエンザ</u></p> <p><u>野生鳥獣や家さんなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、海外では人への感染事例も報告されていることから、「香川県高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル(野鳥編)」に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、農政水産部局等と連携しつつ適切な調査に努める。</u></p> <p><u>野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。</u></p> <p><u>(2) 豚熱(CSF)、アフリカ豚熱(ASF)</u></p> <p><u>2018(平成30)年に国内で26年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱感染が継続して確認されていることから、家畜衛生部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、関係省庁、周辺府県、関係市町、関係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める。なお、捕獲を実施するに当たっては、県や市町から狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き(令和元年12月環境省・農林水産省)」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係部局と連携しながら、関係市町、関係機関、関係団体等に対し積極的に普及啓発を行う。</u></p> <p><u>アフリカ豚熱については、現在、国内での感染は確認されていないが、アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。アフリカ豚熱ウイルスが我が国に侵</u></p>	<p>保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、農政水産部局等と連携しつつ適切な調査に努める。</p> <p><u>また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努める。</u></p> <p><u>その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努める。(略)</u></p>

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p><u>入し、野生イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることから、家畜衛生部局等と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、万が一の侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。また、国内でアフリカ豚熱の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じることができるよう、侵入確認時に必要な体制を整えておく。</u></p> <p><u>(3) その他感染症</u></p> <p><u>上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。</u></p> <p><u>例えば、口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の既に国内での感染者が見られている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等のこれまで国内での感染はないが国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連機関との情報共有に努める。</u></p> <p>7 普及啓発</p> <p>(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等</p> <p>① 方針</p> <p>(略)</p> <p>また、傷病等の理由により保護された鳥獣については、適切な治療を施し、再び自然界に復帰できるよう保護体制の更なる充実に努める。</p> <p>② 事業の年間計画</p> <p>(略)</p> <p>(第 26 表) は別掲</p>	<p>7 普及啓発</p> <p>(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等</p> <p>① 方針</p> <p>(略)</p> <p>また、傷病等の理由により保護された鳥獣については、適切な治療を施し、再び自然界に復帰できるよう保護体制の更なる充実に努める。</p> <p>② 事業の年間計画</p> <p>(略)</p> <p>(第 28 表) は別掲</p>

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
<p>③ 愛鳥週間行事等の計画 (第 27 表) は別掲</p> <p>(削除→)</p> <p>(削除→) (旧第 30 表は削除)</p> <p>(2) 法令の普及徹底</p> <p>① 方針 鳥獣の保護及び管理に関する法令のうち、鳥獣捕獲の規制制度等について、広報誌等により周知徹底を図る。</p> <p>② 年間計画 (第 28 表) は別掲</p> <p>(3) 猟犬の管理 猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させるなど猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。</p>	<p>③ 愛鳥週間行事等の計画 (第 29 表) は別掲</p> <p>(2) 野鳥の森等の整備</p> <p>(3) 愛鳥モデル校の指定 (第 30 表) は別掲</p> <p>(4) 法令の普及徹底</p> <p>① 方針 鳥獣の保護及び管理に関する法令のうち、鳥獣捕獲の規制制度等について、広報誌等により周知徹底を図る。</p> <p>② 年間計画 (第 31 表) は別掲</p> <p>(5) 猟犬の管理 猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させるなど猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。</p>